

第2 自動車に対する強制執行〔自動車執行〕

以下、自動車に対する強制執行〔自動車執行（民執規86条）〕について述べるが、自動車を目的とする担保権の実行としての競売〔自動車競売（民執規176条）〕においては、自動車に対する強制執行の規定（民執規86条～97条）等が準用されているので、自動車競売で準用されるものについては、その条文（民執規176条2項）も掲げる。

I 自動車執行の管轄裁判所

自動車については、その移動性が極めて高いことから、その自動車の登録ファイルに登録された使用の本拠の位置を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する（民執規87条・176条2項）。

II 自動車執行申立前の引渡命令

自動車執行の申立前に自動車を取り上げなければ自動車執行が著しく困難となるおそれがあるときは、自動車の所在地を管轄する地方裁判所は、申立てにより、債務者に対し、自動車を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる（民執規97条（民執115条（1項後段を除く。）・176条2項）。この引渡命令については、執行文の付与をすることなく、当該命令正本に基づいて執行官に対し強制執行の申立てをする（東京地裁「執行の実務〔3版〕不動産（上）」121頁）。この執行は、債務者への開始決定送達前にできるが、申立人に当該命令が告知された日から2週間が経過した時は執行をすることがない（民執規97条（民執115条7項・55条8項）・176条2項）。

この引渡命令に対しては、即時抗告をすることができる（民執規97条（民執115条5項）・176条2項）。

書式例 自動車執行申立前の自動車引渡命令申立書

自動車執行申立前の自動車引渡命令申立書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取入 印紙</div> 平成〇年〇月〇日
○○地方裁判所 御中	
債権者代理人弁護士 ○ ○ ○ ○㊞	
当事者 別紙目録のとおり	

目的自動車 別紙目録のとおり

申立ての趣旨

債務者は、債権者の申立てを受けた執行官に別紙目録記載の自動車を引き渡せ。

申立ての理由

債権者は、債務者に対し、〇〇地方裁判所平成〇年(ワ)第〇〇〇号売掛金請求事件の執行力ある判決正本を有し、近く債務者所有の上記自動車に対する強制執行の申立ての準備中である。債務者は、期限を過ぎた債権者に対する上記債務名義に基づく債務の支払をせず、平成〇年〇月〇日以来店舗のシャッターを下ろし、代表者は所在不明の状態である。債務者には別紙目録記載の自動車以外にめぼしい資産がなく、今のうちに同自動車を取り上げなければ、同自動車に対する執行が著しく困難となるおそれがある。

よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

添付書類

- | | |
|-------------------|----|
| 1 執行力ある債務名義の正本の写し | 1通 |
| 2 自動車登録事項等証明書 | 1通 |
| 3 資格証明書 | 2通 |
| 4 委任状 | 1通 |
| 5 調査報告書 | 1通 |

当事者目録

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

債 権 者 〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 ○ ○ ○ ○

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

債権者代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

債 务 者 株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役 ○ ○ ○ ○

第1節 動産に対する強制執行〔動産執行〕

以下、動産に対する強制執行〔動産執行〕について述べるが、動産を目的とする担保権の実行としての競売〔動産競売（民執190条）〕においては、動産執行の規定等が準用されているので、動産競売で準用されているものについては、その条文（民執192条、民執規178条3項）も掲げる。

第1 動産に対する強制執行〔動産執行〕における執行機関

動産執行は、差押え及び換価とともに執行官の権限とされており、執行官は、自らの判断と責任によりその権限を行使するものである。動産には、貴金属のように高価なものもあるが、一般的には価値が低く、それ自体事実的な支配を受けるのに適しており、また、権利関係も複雑ではないので、民事執行法は、旧法と同様に、動産執行については、執行官が執行機関として実施することとしたのである。

第2 動産に対する強制執行〔動産執行〕の対象物

動産に対する強制執行〔動産執行〕の対象となるものは、次のとおりである（民執122条1項）。

I 土地及びその定着物以外の物並びに無記名債権

民法上の動産で、土地及びその定着物以外の物並びに無記名債権（民86条2項・3項）は、動産執行の対象となる。

II 登記することのできない土地の定着物

1 登記することのできない土地の定着物（民執122条1項括弧書）

土地上に存する庭石、石灯籠、石垣、門扉、塀、立木ニ関スル法律（以下「立木法」という。）の適用のない樹木、鉄塔、建築中の建物は、現に土地に付着しており、社会通念上土地に継続的に固定されて利用されるものと認められ、登記することのできない土地の定着物として動産執行の対象となる。

このような登記することのできない土地の定着物は、土地と一体となって当該土地に対する不動産執行の対象となることもあります、差押えが競合することもあり得ることになり、これについては差押先着手主義により解決されることになる（「執行官協議要録〔4版〕」116頁〔195〕）。

☆ 登記することのできない土地の定着物に対する執行の競合→本書上巻第1章第1節第112(2)（4頁）参照

* ガソリンスタンドの地下タンクは、その敷地から独立した定着物として不動産に当たり、当該地下タンクを含む諸設備は、ガソリンスタンド営業に供され、社会観念上継続してガソリンスタンド店舗（建物）の効用を全うさせる役割を果たすものであり、当該店舗（建物）と接続し、近接した場所的関係にあるものとして、当該店舗（建物）の従物と認められる（東京高判昭61. 12. 24判時1226号68頁・判タ642号196頁）（本書上巻第1章第1節第119(2)（6頁）参照）。

2 建物からの分離が困難なもの

建物からの分離が困難な（家屋の一部を壊さなければならない場合など）もの（エレベーター、配管類等）は、建物の付加物というべきである。ただ、建物の損傷の程度が受容限度の範囲を超えないときは、その物（クーラー、ボイラー等）を動産執行の対象として差し押え、これを搬出することはできる。

3 抵当権が設定されている土地の定着物

庭木、庭石等の定着物が存する土地に抵当権が設定されているときは、当該抵当権の効力は、別段の定めのない限りこれらの定着物にも及ぶ（民370条）ので、この場合にこの定着物のみを動産執行の目的物として差し押さえることは許されない。ただ、執行官としては、動産差押えにあっては、その動産が債務者の所有に属するか、抵当権の効力が当該定着物に及んでいるか等の実体的権利関係については考慮する必要はなく、差し押さえるべき目的物が債務者の占有に属するものかどうかを判断して差押えを実施することになる。当該定着物に抵当権の効力が及んでいるとすれば、抵当権者としては第三者異議の訴えにより救済を求める事になる。ただ、土地に抵当権が設定されていて、抵当権の効力が及んでいる蓋然性が高い場合は、他に差押えに適する動産があれば、まずその動産から差し押さえするのが適当である（「執行官協議要録〔4版〕」117頁〔196〕）。

る民事執行では、第三債務者が被差押債権に相当する金銭を供託したときの事情届は、先に送達された差押命令・差押処分を発した裁判所にすることになっており（民執規138条3項・179条2項）、後に送達された債権差押命令についての執行事件を、先に送達された差押命令についての執行事件が係属する裁判所に移送して、配当等の手続が実施されることになる。

☆ 債権執行における競合事件の処理～債権執行における事件の移送→本章本節第1XIII2(391頁) 参照

Ⅲ 債権に対する強制執行〔債権執行〕の申立て

1 債権に対する強制執行〔債権執行〕申立ての要件等

(1) 債権に対する強制執行〔債権執行〕申立てにおける要件等

債権に対する強制執行〔債権執行〕を申し立てるには、次の要件が満たされている必要がある。

ア 執行力ある債務名義正本の存在（民執22条・25条）

債権に対する強制執行〔債権執行〕は、執行力ある債務名義（民執22条）の正本（民執51条1項参照）に基づいて実施される（民執25条）。

イ 執行開始要件（民執29条～31条）の存在

債務名義正本等の債務者への送達（民執29条前段）、条件成就・承継執行文等の債務者への送達（民執29条後段）、弁済期の到来（民執30条1項）、担保を提供することが強制執行実施の要件となっている債務名義上の請求債権における担保の提供（民執30条2項）、債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものであるときの反対給付又はその提供（民執31条1項）及び債務者の給付が他の給付の強制執行の目的不到達において他の給付に代えてすべきものであるときの他の給付の強制執行の目的不到達（民執31条2項）の執行開始要件が具備されていることが、債権執行申立ての要件となる。

ウ 執行の対象となる債権〔被差押債権〕について債務者が権利者であること

エ 請求債権が仮差押えされている場合

債務名義による債権に対する強制執行〔債権執行〕の申立てに係る請求債権が仮差押えされている場合、当該債権差押えの申立てに基づく差押えはできるが、被差押債権の取立てや転付命令を得るという満足的な手続に及ぶこ

記

- (1) 紙料（基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし、前記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。

2 債権に対する強制執行〔債権執行〕申立書

(1) 債権に対する強制執行〔債権執行〕申立書の提出

債権に対する強制執行〔債権執行〕の申立てをするには、執行裁判所に対して債権執行の申立書を提出しなければならない（民執規1条）。この申立書のことを「債権差押命令申立書」といっている。

書式例 債権差押命令申立書

債権差押命令申立書

取入
印紙

○○地方裁判所第○民事部 御中

平成○年○月○日

申立債権者 ○○○○株式会社

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

電話 ○○○-○○○-○○○○

FAX ○○○-○○○-○○○△

担当 ○ ○ ○ ○

当事者 別紙目録のとおり

請求債権 別紙目録のとおり

差押債権 別紙目録のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法147条1項）をする。

添付書類

- | | |
|----------------|----|
| 1 執行力ある債務名義の正本 | 1通 |
| 2 同送達証明書 | 1通 |
| 3 資格証明書 | 2通 |

当事者目録

〒○○○一○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号

債権者 ○○○○株式会社

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

〒○○○一○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号

債務者 ○ ○ ○ ○

〒○○○一○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号

第三債務者 株式会社○○○○

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所)

〒○○○一○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号

株式会社○○○○ ○○支店

請求債権目録

○○地方裁判所平成○年(ワ)第○○○号の執行力ある債務名義の正本に表示された下記金員及び執行費用

1 元 金 金○, ○○○, ○○○円

2 損害金 金○○○, ○○○円

上記1に対する平成○年○月○日から平成○年○月○日まで年○%の割合による損害金

3 執行費用 金○, ○○○円

内訳 本申立手数料 金○, ○○○円

項)。また、超過差押えとならない限り、1つの債務名義で数個の債権を差し押さえることができる(民執146条2項)が、この場合、全ての被差押債権を特定し、各被差押債権額の合計が請求債権額以下となるように請求債権を割り付ける必要がある(園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」57頁)。

ウ 債権の一部差押え

被差押債権の一部を差し押さえるときは、その範囲を明らかにしなければならない(民執規133条2項)。

エ 各差押債権の表示

(ア) 納入料、賞与及び退職金債権等の表示

納入料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押後に受けるべき給付に及ぶ(民執151条)。

書式例 差押債権目録—納入料、賞与及び退職金債権(民間会社用)

差押債権目録

金〇〇〇、〇〇〇円

債務者(〇〇支店勤務)が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

記

1 納入料(基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。)から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1(ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

「本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで」という記載は、これについての差押命令が第三債務者に送達された日以前の未払給料には差押えの効力が及ばないことを明らかにしている。既発

生の未払給料を含めて差し押さえる場合は、その旨を明記する必要があり、「本命令送達日以降支払期の到来する」の部分を「本命令送達時に既に支払期が到来しているもの(未払分)、次いで本命令送達日以降支払期の到来する」と記載する。

書式例 差押債権目録—給料、賞与及び退職金債権（役員報酬併用型）

差押債権目録

金〇〇〇、〇〇〇円

債務者（〇〇支店勤務）が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 3 役員として毎月又は定期的に支払を受ける役員報酬及び賞与から1と同じ税金等を控除した残額
- 4 上記1ないし3により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、
 - (1) 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1
 - (2) 役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

なお、支払期日が同日となる最終回分については、上記記載の順序により頭書金額に満つるまで

書式例 差押債権目録—俸給、手当及び退職金債権（公務員用）

差押債権目録

金〇〇〇、〇〇〇円

債務者（〇〇勤務）が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

II 特許権に対する民事執行

1 特許権の権利の性質及び種類

特許権は、専用実施権（特許77条）を設定、登録した場合を除き、業として特許発明を独占して実施することができる権利であり（特許68条）、特許原簿（特許27条）に登録することによって成立する（特許66条）。その権利の存続期間は、出願公告の日から20年である（特許67条1項）が、一定の要件の下に5年を限度として延長が認められることになる（特許67条2項）（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」605頁）。

2 特許権の執行適格性

特許権は、換価可能な財産権であるから、その他の財産権として民事執行の対象となることに異論はない（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」605頁）。

特許権の共有持分については、他の共有者の同意を得なければ譲渡することができない（特許73条1項）ので、他の共有者の同意がないときにこの共有持分が民事執行の対象となるかについては争いがある。これについては、同意がないときに差押えを一切許さないとするものではなく、その後の換価方法について特殊な配慮を必要としたものと解するのが相当である（宮脇「強制執行法（各論）」12頁、「裁判実務大系民執訴訟法」442頁）。ただ、実務では、他の共有者の同意がないと、他の共有者が買受希望をしない限り、現実の換価が不能となるので、申立書に他の共有者の同意書を添付することが必要となる（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」605頁）。

特許権の専用実施権（特許77条）及び通常実施権（特許78条）が民事執行の対象となるかについては問題がある。

専用実施権は、設定行為で定められた期間、場所、内容的制約の範囲内で、業として特許発明を独占して実施することができる権利である（特許77条2項）。専用実施権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限は、特許登録原簿に登録しないとその効力を生じない（特許98条1項2号）。

通常実施権とは、特許法の規定又は設定行為により定められた期間、場所、内容的制約の範囲内で、業として特許発明を実施することができる権利である（特許78条2項）。通常実施権は、専用実施権と異なり、独占的排他的権利で

はなく、平成23年法律第63号改正法（平成24年4月1日施行）により、当然対抗制度が導入され、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有することとされた（特許99条）（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」606頁）。

これらの権利は、原則として、実施の事業とともに移転する場合及び特許権者の承諾を得た場合に限って移転することができるとされているところ（特許77条3項・94条1項）、実施の事業自体が民事執行の対象となる余地はないので、特許権者の承諾がある場合に限って民事執行の対象となると解されている。したがって、この場合も、特許権者の承諾がない限り現実の換価が不能となるので、申立書には特許権者の同意書を添付することが必要となる（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」606頁）。

また、これらの権利が共有の場合、その共有持分の譲渡には他の共有権利者の同意を要するので（特許77条5項（73条1項）・94条6項（73条1項））、申立書には、特許権者の承諾書のほか、他の共有者の同意書も添付することが必要となる（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」606頁）。

特許を受ける権利（特許33条）が執行の対象となり得るかについては、見解が分かれている（「裁判実務大系民執訴訟法」443頁・444頁、園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」606頁）。

3 特許権に対する民事執行申立書

執行の対象となる特許権は、登録番号、出願年月日、出願番号、出願公告年月日、出願公告番号、査定年月日、発明の数、発明の名称、登録年月日等により特定する（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」606頁）。

添付書類としては、その他の財産権執行一般で必要とされているもののはかに、特許権の登録簿謄本又は登録証明書が必要である（民執規149条の2・146条2項）（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」606頁）。

また、特許権又はその専用実施権、通常実施権の共有持分を差し押さえるときは、遅くとも換価の際には特許権者や他の共有権利者の同意があることが必要となることから、これらの者の同意書を添付する必要がある（前記2参照）（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」606頁・607頁）。

書式例 特許権差押命令申立書

特許権差押命令申立書	取入 印紙
○○地方裁判所第○民事部 御中	
平成○年○月○日	
申立債権者	○○○○株式会社
代表者	代表取締役 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
担当者	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
TEL	○○○ (○○○) ○○○○
FAX	○○○ (○○○) ○○○○
当事者	別紙当事者目録記載のとおり
請求債権	別紙請求債権目録記載のとおり
特許権	別紙特許権目録記載のとおり
債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が有する別紙特許権目録記載の特許権の差押命令を求める。	
添付書類	
1 執行力ある債務名義正本	1通
2 債務名義の送達証明書	1通
3 特許登録原簿謄本	1通
4 資格証明書	2通

当事者目録	
〒○○○一○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号	
債 権 者	○○○○株式会社
代表者	代表取締役 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
〒○○○一○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号	
債 务 者	△△△△株式会社
代表者	代表取締役 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

特許権目録

1 特許登録番号	第〇〇〇〇〇号
出願年月日	平成〇年〇月〇日
出願番号	〇〇一〇〇〇〇
出願公告年月日	平成〇年〇月〇日
出願公告番号	〇〇一〇〇〇〇
査定年月日	平成〇年〇月〇日
発明の数	1
発明の名称	〇〇〇〇〇
登録年月日	平成〇年〇月〇日

4 特許権に対する差押手続

特許権は、第三債務者のない権利である。特許権の専用実施権及び通常実施権は、特許権者らが第三債務者に準ずる者となる。また、その専用実施権及び通常実施権の共有持分については、他の共有者が第三債務者に準ずる者となる（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」609頁）。

特許権に対する差押命令では、債務者に対してその権利について譲渡、質入れその他の処分を禁止することになるが、特許権者自身がその特許権を実施することは禁止されない。専用実施権のように第三債務者に準ずる者がいるときには、債務者に協力して譲渡の承諾等を禁止することになろう（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」609頁）。

特許権及びその専用実施権の移転については、登録が効力要件とされているので（特許98条1項1号・2号）、これらの権利について差押命令が発せられたときには、裁判所書記官は職権で特許庁長官にその旨の登録嘱託をすることになる（民執167条5項（48条）・193条2項）。通常実施権については、平成23年法律第63号改正法（平成24年4月1日施行）により、当然対抗制度が導入され（特許99条）、登録申請を行うことができなくなった（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂14版〕」609頁）。

特許権及びその専用実施権については、登録がなければ差押えの効力が生

物に備え付けた動産のみにその効力が及び（区分所有7条1項），一般的の先取特権とは異なるものであるので，当該先取特権を有する債権者は財産開示手続申立てをすることができないと解される。

VIII 債権回収会社〔サービスサー〕による財産開示手続の申立て

債権管理回収業に関する特別措置法により認められた債権回収会社〔サービスサー〕による財産開示手続の申立ても可能であるが，委託者を当事者（債権者）とする債務名義に係る権利について委託を受けたサービスサーが財産開示手続の申立てをする場合は，当該債務名義に承継執行文の付与を受ける必要がある。

第3 財産開示手続申立て

I 財産開示手続申立書の記載事項

財産開示手続の申立ては，書面でしなければならない（民執規1条）。

財産開示手続の申立書には，当事者の氏名又は名称及び住所，代理人の氏名及び住所並びに申立ての理由を記載し（民執規182条1項），申立てを理由付ける事実を具体的に記載し，かつ，立証を要する事実ごとに証拠を記載しなければならない（民執規182条2項（27条の2第2項））。

財産開示手続にも代理許可の規定（民執13条）の適用がある。

申立ての理由としては，以下のことを記載する。

- ① 財産開示手続実施申立てができる執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権者（民執197条1項柱書）であること又は債務者の財産について一般的な先取特権を有する債権者（民執197条2項柱書）であること（本章本節第2（718頁）参照）
- ② 債務者の財産を開示させる必要性があること（民執197条1項1号・2号・2項1号・2号）（本章本節第4Ⅱ（732頁）参照）

その他に，民事訴訟規則2条所定の形式的な事項（事件の表示，附属書類の表示，年月日，裁判所の表示，当事者又は代理人の記名押印）も記載すべきである（民執規15条の2）。

II 財産開示手続申立書の手数料及び添付書類

財産開示手続実施申立手数料は、1個の申立てにつき2,000円である（民訴費3条別表第1・11の2イ）。同一申立人が数個の債務名義に基づいて申立てをする場合の申立ては1個となり、債務者が複数の場合の申立ての個数は債務者の数となる。

執行力ある債務名義正本を有する債権者の財産開示手続実施申立書には、財産開示手続実施申立てができる執行力ある債務名義正本（民執197条1項柱書）を添付する必要がある。一般の先取特権を有する債権者が財産開示手続実施の申立てをするには、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を添付しなければならない（民執197条2項柱書）。

執行力ある債務名義正本を有する債権者の財産開示手続実施申立書には、執行開始要件である債務者への債務名義等の送達等（民執29条～31条）を証明する文書を添付する必要がある（小池一利・判タ1135号29頁）。

債務者の財産を開示させる必要性があることの要件である、債務者の知れている財産に対する強制執行又は担保権実行を実施しても申立人が自己の請求債権の完全な弁済を受けられないこと（民執197条1項2号・2項2号）については、申立人が通常の調査を行った結果を裏付ける、居住地・本店所在等の不動産登記事項証明書等、調査報告書等を添付すれば足りる（小池一利・判タ1135号29頁、小池一利・黒田豊・金法1696号17頁（注7））。

その他に、債権者の資格証明書、債務者の住民票（民執規23条の2第2号）・商業登記事項証明書等を申立書に添付する必要がある。

債務者等が申立日前3年以内に財産開示期日においてその財産を開示した者であるとき（債務者が一部財産を開示しなかったとき、債務者が新たに財産を取得したとき、債務者と使用者の雇用関係が終了したときを除く。）は、財産開示の実施決定をすることができない（民執197条3項）が、通常、債務者の住所地を管轄する裁判所において、債務者等が過去3年内に全部の財産を開示しなかったことを調査した上で申立てをすべきであるとすることは、債権者に酷なので、申立ての段階ではこの点の明示的な主張立証は要しないと考えられる（小池一利・判タ1135号29頁、小池一利・黒田豊・金法1696号12頁）。過去3年内に債務者等が全部の財産を開示したことが実施決定前に明らかになった場合には、申立人に対

し、債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかったこと、債務者の新たな財産の取得や債務者と使用者の雇用関係の終了（民執197条3項1号～3号）を立証させ、それらの立証がない場合は申立てを却下することになる。

III 財産開示手続申立書の受付

財産開示手続実施申立書は、財産開示事件（記録符号一財チ）として、財産開示事件簿に登載して立件する（受付分配通達別表第1・43）。

書式例 執行力ある債務名義の正本を有する債権者の財産開示手続申立書

財産開示手続申立書

○○地方裁判所第○民事部 御中

平成○年○月○日

申立人

印

電 話 一 一

F A X 一 一

(担当)

当 事 者 別紙目録記載のとおり

請求債権 別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、債務者について財産開示手続の実施を求める。

記

1 民事執行法197条1項の要件

- 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6ヶ月以上前に終了したものと除く。）において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
- 知れている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。

2 民事執行法197条3項の要件

債務者が、本件申立ての日前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したことを